

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成29年 3月 24日)

開催日及び場所		平成29年2月23日(木) 北陸農政局第3会議室				
委員		松木 浩一(公認会計士) 小倉 正人(ジャーナリスト)				
審議対象期間		平成28年7月1日～平成28年12月31日				
審議対象案件		212件 うち、1者応札案件25件 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件				
抽出案件		7件 うち、1者応札案件4件 (抽出率3.3%) (抽出率16.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件 (抽出50.0%)				
抽出案件内訳	工 事	一般競争		3件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
		指 名 競 争	公募型指名競争		該当なし	
			工事希望型競争		該当なし	
			その他の指名競争		該当なし	
		随意契約		該当なし		
	業 務	一般競争		抽出なし		
		指 名 競 争	公募型競争		該当なし	
			簡易公募型競争		3件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
			その他の指名競争		抽出なし	
		随 意 契 約	公募型プロポーザル		該当なし	
			簡易公募型プロポーザル		抽出なし	
			標準型プロポーザル		該当なし	
			その他の随意契約		該当なし	
	物 品 ・ 役 務 等	一 般 競 争		1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件		
		指 名 競 争		抽出なし		
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし		
		随意契約(その他)		抽出なし		
	(特記事項)		特になし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容  [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>第4回北陸農政局入札等監視委員会</b>  <b>1 一般競争契約</b>  <b>柏崎周辺農業水利事業所</b>  <b>施設管理省力化試験その2工事</b></p> <p>鉄筋コンクリートの建物(漏水量観測室)が10年でこれだけ劣化するというのは、早過ぎるのではないか。</p> <p>応札者を増やす対策として、複数工事をまとめてもう少し大規模な工事にする等の検討はしたのか。</p> <p>今回のように応札者が1者のときは手続きを中止するといった規定はないのか。</p> <p>他者が立ち入らないよう柵を作ればいいというものではなく、マスコミを通じて、危ないという注意喚起はしているのか。</p>	<p>目地の耐用年数は6～10年であり、10年という節目もあって施工しました。</p> <p>現場周辺では、まとめて実施するような工事はありませんでした。  また、工事の規模からすれば、D等級対象ですが、C等級にまで参加資格を広げて公募しましたが、1者しか参加がありませんでした。</p> <p>できる限り工事の規模を大きくしたり、同種工事の実績を求める場合に、工種を大括りに設定するなど、応札者を増やす努力はしています。また、発注情報の公表方法を工夫するなど、少しずつ改善しているところです。</p> <p>今回の入札・契約方式では1者応札でも成立します。</p> <p>注意喚起については、立入禁止の看板を立てています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>2 一般競争契約 手取川流域農業水利事業所 七ヶ用水新水路大水門上屋工事</p> <p>七ヶ用水は文化財か。</p> <p>そうなると、上屋の解体は寺社建築ができるような限られた業者しかないのか。</p> <p>文化財としての価値を損ねないように復元されているかどうかのチェックは誰がするのか。</p> <p>文化財としての価値を損ねていないかを点検する能力が農政局にあるのか。</p> <p>低入札となったので監督体制を強化するわけだが、それには文化財の質の調査なども入っているのか。</p> <p>接ぎ木などせずに、新しい木で形だけ作れば、また100年もつのではないか。</p>	<p>世界かんがい施設遺産に認定・登録されている施設です。登録基準は建設から100年以上経過しているかんがい施設であること、農業の発展に寄与したものなどの基準が設けられています。登録は国際かんがい排水委員会（ICID）によって行われ、石川県では唯一登録された施設です。北陸では他に福井県の足羽川用水、新潟県の上江用水路がありません。</p> <p>宮大工が行うような特殊な工事に見えますが、応募資格としては建築一式工事として公告しています。</p> <p>工事は極力材料を再利用し、既存施設の色合い、材料、形もできる限り同じものにします。工事により認定から外れることのないように同じものを造ることを監督員が確認することとしています。</p> <p>農政局において、文化財的なものをチェックする体制はありません。 必要に応じて専門家のアドバイスを聞くことは考えられます。</p> <p>ご指摘のように低入札価格調査制度対象工事となったため、監督体制の強化を行っています。例えば監督職員による立会や検査の回数を増やすなどの監督を行っています。</p> <p>全て新材を使うと高価になります。 再利用可能な既設材料を有効に活用しますので工事費が経済的です。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>3 一般競争契約</b>  <b>信濃川水系土地改良調査管理事務所</b>  <b>信濃川左岸地区水管理制御施設応急対策(その2)</b></p> <p>過去のその1工事を担当した業者は今回、参加したのか。</p> <p>何故参加しなかったのか。</p>	<p>その1工事の受注者は、今回は参加しませんでした。</p> <p>前回は水管理システムのコンピュータ関係の改修であり、前回受注者が得意とするところであったと思われます。しかし、今回は水管理システムの通信設備に係る部分の汎用機器の更新を行う工事であるため、異なる業者が応札したのではないかと考えられます。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>4 簡易公募型競争契約</b>  <b>信濃川水系土地改良調査管理事務所</b>  <b>新津郷阿賀野川左岸地区他</b>  <b>環境配慮計画作成等業務</b></p> <p>環境調査の対象はメダカか。</p> <p>このような環境調査は最低でも1年(春夏秋冬)を通して見ないと分からないと思うが、短期間で区切って実施することに意味はあるのか。</p> <p>競争参加者の選定時の評点は、受注者の決定に反映されないのか。</p>	<p>はい。メダカの生息が確認されています。メダカは環境省のレッドデータブックに記載されています。</p> <p>今年は補足調査という位置付けで、夏から秋にかけて調査を実施しています。</p> <p>簡易公募型競争入札方式は、参加表明者の競争参加資格の有無を判定するために評価を行い、参加者を限定します。その後技術提案書の審査結果によって受注者を特定しています。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>5 簡易公募型競争契約 九頭竜川下流農業水利事業所 九頭竜川下流発電所補足設計他業務</b></p> <p>技術提案書審査結果表「-」と記載された業者があるが、これは資格がないということにはならないのか。</p>	<p>資格がないということではありません。点数が付かないということです。</p> <p>この評価項目は、管理技術者ではなくて担当技術者としての経験がある場合にその評価値を記入しています。「-」は該当がないという意味です。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>6 簡易公募型競争契約</b>  <b>北陸農政局</b>  <b>板倉・笹ヶ峰地区移動観測機器設置等</b>  <b>業務</b></p> <p>この辺りでは地すべり地帯が結構あるのか。</p> <p>入札参加者が2者であるが、原因究明のためのアンケートは行わないのか。</p>	<p>この辺りは、地すべりが非常に多い地域です。</p> <p>規程により、1者応札の時のみ行うこととなっているため、行っていません。</p>



	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>7 一般競争契約 九頭竜川下流農業水利事業所 施設整備方策検討業務</b></p> <p>昨年、各地域でどのようなものを作ったらいいかといった具体的な営農の課題を対象とした業務であったが、今回は広義のテーマで基本的な方針検討のような業務になっており、逆行しているように感じる。現場は先に進んでいるのに、今頃、このような委員会が要るのか。</p>	<p>この委員会組織は以前から運営しています。委員会では、高度水利用の検討に当たって具体的な現場実態調査による用水管理のデータの評価や、園芸振興という観点から夜間灌漑の米の品質データの分析等を行っています。今後もさらに現場でのデータを分析・評価する必要があるため、本業務により委員会を継続的に運営しているところです。</p>

	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p><b>8 その他</b></p> <p>本日の入札等監視委員会では特に指摘事項はなかったが、1者応札の工事があったので、今後、ぜひとも1者応札が出てくる原因を探究、改良していただきたいと思う。</p> <p>また、昨年12月に初めて現地視察に行ったが、実際に現地を見て回ると紙資料で見るとでは、やはり違うと感じた。同時に、最近では地方創生の問題があちこちで言われているが、自然環境がどのような状態になっているのかを見る機会となり、非常に参考になった。地方創生というのは、農業の自然環境の問題やイノベーションの問題など、どれを取っても農政局に先頭に立っていただきたい項目である。地方創生の問題における都会と地方の違いは自然環境ではないかと思うが、自然環境の整備と農業の発展について、ぜひ農政局に頑張っていただきたい。</p>	